

令和5年度 前橋市立下川淵小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及び対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「下川淵小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 下川淵小学校の基本的な考え方や方針等

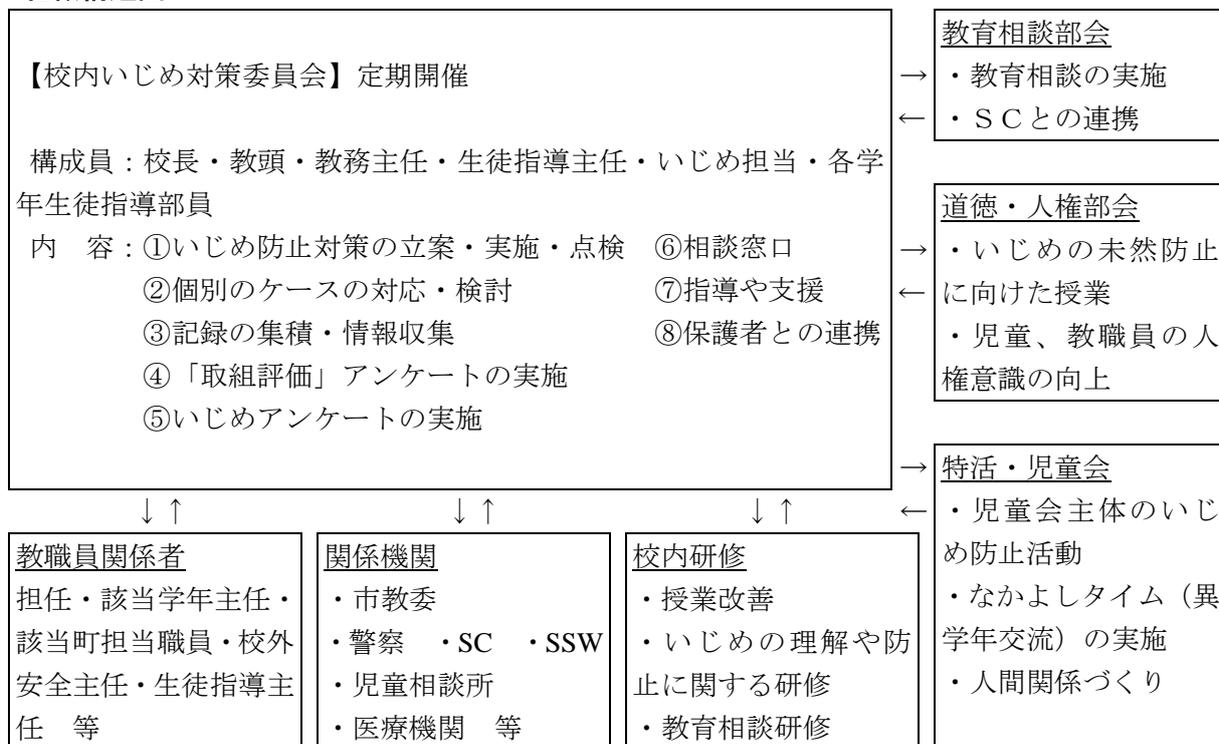
- ①全児童・職員・保護者が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを絶対に許さない学校づくりを進める。
- ②いじめ防止のための様々な取組により、児童が安心して充実した学校生活を送ることができるようにする。

(2) めざす児童像

- 善悪の判断力や思いやりの心をもち、いじめを絶対にしない子<いじめをしない>
- いじめは許されないという気持ちやいじめを止める勇気をもつ子<いじめを許さない>
- 相手の気持ちを理解し、自分も友達も大切にできる子<見て見ぬふりをしない>

2 組織及び校内体制について

組織構造図



3 いじめの防止

(1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
- 道徳、特別活動を通して、高い規範意識や集団のよりよい在り方について話し合う学習を行う。
- 代表委員会を中心に、各委員会の活動の中で学校生活の向上に関わる話し合いをもち、年間の活動の中に取り入れる。(あいさつ運動・人権学習週間等)
- 発達障害等についての理解を深め、一人一人を大切にされた指導を行う。
- これらの活動を通して、「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) 指導計画・研修計画

<下川淵小学校「いじめ防止」年間計画>

PLAN

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・実態把握(いじめアンケートの実施)
- ・年間指導計画の作成(SC活用計画、児童主体のいじめ防止活動計画、学年活動計画、ネット上のいじめ防止計画、PTA・地域との連携計画)

DO

- ・個別面談、教育相談の実施
- ・いじめ防止関連授業の実施(人間関係づくり等)
- ・情報モラル指導の実施(予防活動)
- ・児童主体のいじめ防止活動の実施

CHECK

- ・校内研修における授業改善研修
- ・いじめアンケート、取組評価アンケート
- ・携帯・インターネット教室(児童・保護者、教職員)
- ・地域の健全育成活動との連携

ACTION

- ・重点指導項目の検討と基本方針・指導計画の改善

(3) 保護者・地域・他校との連携

- 地域住民や保護者による学習支援ボランティア等と連携し、体験的活動の充実を図る。
- PTAや地域が主催する行事への児童の参加を促し、学校外での児童の体験的活動の充実を図る。(トライアングルフェスタ、下川淵地区市民運動会、下川淵地区文化祭等)
- サポート会議による情報・意見交換を行う。

(4) 校内研修の実施

- 集団における良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやグループワーク、ソーシャルスキルトレーニング、コーチング等について、その指導法等を研修し、教師の対応力を強化する。
- 予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じて心理、福祉、医療等に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修を実施する。
- いじめの原因の一つとなるストレスのコントロールについて、ストレスを生まない学校づくりやストレスがあっても負けない自信を育む方法を学ぶ。
- いじめの認識について共通理解を図る。

(5) 児童の取り組み

- 代表委員会を中心に、各委員会の活動の中で学校生活の向上に関わる話し合いをもち、年間の活動の中に取り入れる。
【話し合いによる生活目標制作（常時活動）・あいさつ運動・人権学習週間等】

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①いじめアンケート（月1回実施）…学期や実施月に応じた質問を設定する。
- ②日常生活の見取り
- ③教育相談（個別面談）
- ④保護者・地域との日常的な連携
- ⑤休み時間の様子観察

(3) 情報を確実に共有するための取組

- いじめ対策委員会で分析・検討した情報について、職員会議で報告する時間を設けて全職員で情報を共有する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- 情報についていじめ対策委員会で分析・検討し、対応方針を立案・実施する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

各種ケースについて、いじめ対策委員会がいじめとして対応すべき事案かどうか判断し、対応方針を立案した上で、対応チームを組織して個別対応に当たる。事後の経過観察を3ヶ月行い、いじめが解消したと思われる場合でも見守りは継続する。

(2) 重大事態発生の場合

重大事態とは、①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた事案、②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案、③その他被害児童・保護者が精神的被害が重大であると申し出ている事案をいう。

- ①教育委員会に報告し、連携して対応する。
- ②被害児童の保護、加害児童への適切な対応をする。
- ③いじめ防止対策推進法に基づく対応をする。（第28条に基づく調査、第30条に基づく再調査等）
- ④保護者・地域と連携して対応する。（緊急保護者会、PTA、民生児童委員）

(3) ネットいじめの対応

- 不適切な投稿や書き込みについては、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をする。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ネットのモラルに関わる講習会を行い、学年行事として実施することで、親子での理解を深められるようにする。

(4) その他

- いじめの態様により、関係機関と連携した対応をとる。
(市教委、警察、児童相談所、こども課、医療機関)

6 その他

(1) 評価と改善について

- 月1回の生徒指導部会兼いじめ対策委員会で、個別ケースへの対応状況について確認する。
- 年度末に本方針についての評価を行い、次年度に向けての改善を図る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- 学校だよりを通して、いじめに対する学校の考え方について各家庭に伝える。
- 学年・学級通信等を通して、児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について情報発信する。
- 懇談会や学年行事において、情報モラルについての保護者への啓発活動を行う。
- 保護者アンケートを基に検証する場面を作る。